

経営者・幹部のフランス赴任 フランスが提案する最新措置

Fatia BOUTEILLER – 対仏投資庁(AFII) 法律専門家
2010年5月27～28日

investinfrance.org



2

はじめに

フランスは、在留外国人の受け入れ・滞在・就労についてオーダーメイドの枠組みを構築する意向を表明しています。

かくして、フランスがその魅力を発揮し、様々な能力の移動を助成するための模範的措置が講じられました。

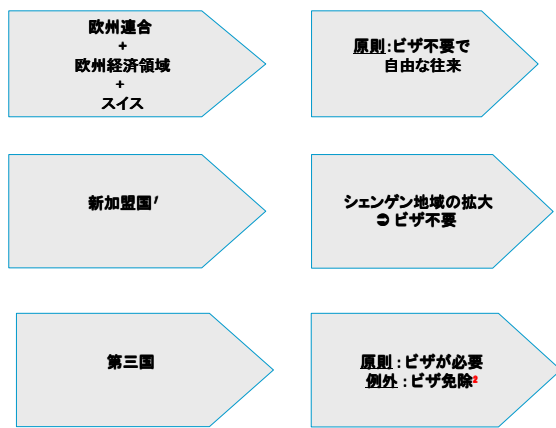
- ✓ 「コンパンス・エ・タロン(能力・才能)」滞在許可証や「特別経済寄与」滞在許可証など、在仏企業の経営者にとってより改善された身分
- ✓ 国際移動を可能とする滞在許可証：「派遣従業員」滞在許可証
- ✓ 長期滞在ビザと年間滞在許可証が統合され、県庁での手続きが不要に
- ✓ 同行家族に有利な滞在・労働条件

フランス入国許可の条件: 短期滞在ビザ

短期滞在ビザ

「シェンゲン地域」における90日以下の滞在または6ヶ月以内の複数の滞在期間の合計が90日以下。

- シェンゲン地域内を自由に往来できる。
- しかし就労は認められない。
- (観光、出張、転勤等)。
- 往来ビザ: 1年~5年の期間について交付可能。特にビジネスマンを対象。



1. 2008年7月1日より欧州連合は以下の国々まで拡大した: エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、スロベニア、ブルガリアとルーマニアは依然として過渡期に留まっている(労働許可証が必要)。

2. 非網羅的リスト: アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、バミューダ諸島、ブラジル、ブルネイ、カナダ、チリ、韓国、コスタリカ、クロアチア、エルサルバドル、アメリカ合衆国、ガテマラ、ホンジュラス、イスラエル、**日本**、マレーシア、メキシコ、モナコ、ニカラグア、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、セント・マーチン島、バチカン、シンガポール、ウルグアイ、ベネズエラ

地理的背景: 欧州連合、欧州経済領域、スイス

- > 欧州連合= 27カ国
- > 欧州経済領域= 欧州連合 + アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー = 30カ国



地理的背景： シェンゲン地域

シェンゲン地域= 25 カ国が署名

- ▶ シェンゲン協定は主にシェンゲン地域における人の自由な往来に関するものである
- ▶ 2008年12月12日：スイスがシェンゲン協定に加盟
- ▶ イギリスとアイルランドは非加盟

SCHENGEN COUNTRIES



フランスでの滞在条件： 長期滞在ビザ

長期滞在ビザ

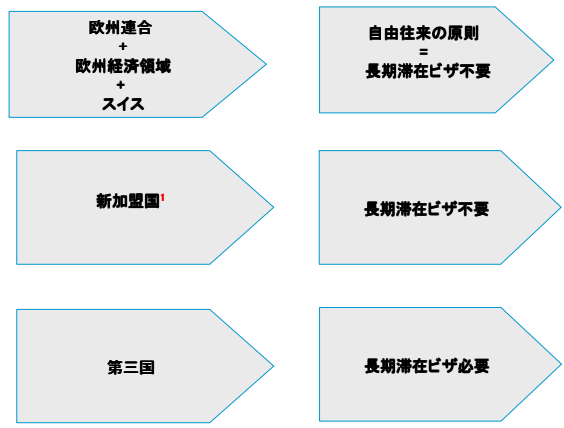
•3ヶ月を超えるあらゆる滞在に義務付けられる
 •滞在目的(招聘者、給与所得者、学生、研究者等)が記載された滞在許可証の交付期間と同期間、フランス滞在が可能

NEW

滞在許可証として有効な長期滞在ビザ：長期滞在ビザと滞在許可証の統合

仮滞在許可証を県庁に申請する義務が免除

受益者：学生、フランス人の配偶者、招聘者、給与所得者、臨時労働者



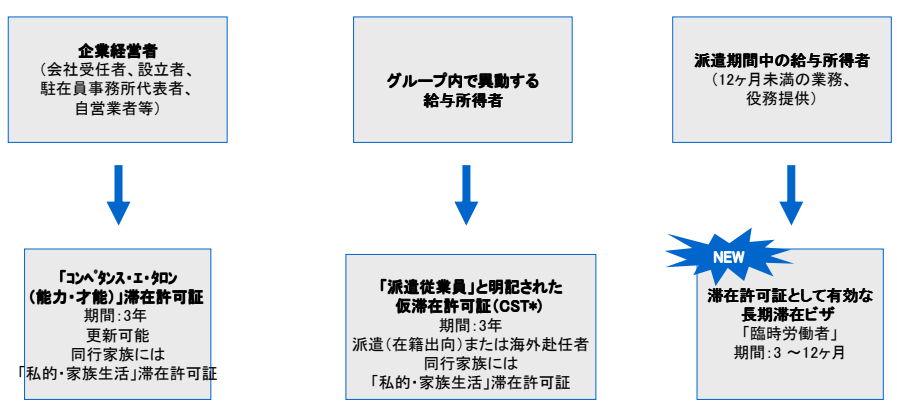
1. 2008年7月1日より欧州連合は以下の国々に拡大した：エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、スロベニア、ブルガリアとルーマニアは依然として過渡期に留まっている。

滞在許可証として有効な長期滞在ビザ

- ❖ 長期滞在ビザと滞在許可証の統合
- ❖ 2009年6月より施行(2009年4月27日付政令)
- ❖ 交付されたビザの期間中有効:通常一年
- ❖ フランス到着後、3ヶ月以内にフランス移民局(OFIG, 旧ANAEM)で簡単な登録
- ❖ 以前のように県庁へ赴く必要はなし
- ❖ 受益者:学生、フランス人の配偶者、招聘者、給与所得者、臨時労働者

企業ニーズに応じた滞在許可証

- 企業経営者・幹部の異動を容易にするため複数年滞在許可証を設定
- 在籍出向(派遣)がより柔軟に



*GST: 仮滞在許可証

フランスで会社を経営する

現在、2つの選択肢

1. フランスに居住することなくフランスで会社を設立・経営する: 会社が進出する県の県知事※
に対して単に事前に申告するのみで良い(即ち、許可を求める必要は無い)。
2. フランスに居住しつつフランスに会社を設立・経営する: 居住国のフランス領事館で長期滞在
ビザを交付+商業・工業・手工業活動遂行申請書

※フランスの県知事は官選(日本の公選制の知事とは異なり、国の代理人として任命される官僚)

「コンペタンس・エ・タロン(能力・才能)」滞在許可証

- ❖ 新たな複数年滞在許可証: **3年**
- ❖ 本人の能力・才能により、フランスあるいは自国の経済振興、または特に知的・学術的・文化的・人道的もしくはスポーツ分野での発展に明白かつ持続的に寄与することが可能な外国人に許可される。
- ❖ 会社経営者については、商業目的での滞在許可証に代わるもの
- ❖ 手続き:
 - ✓ 在留者が外国に居住している場合はフランス領事館へ
 - ✓ 在留者がフランスに居住している場合は県庁へ
- ❖ 手続き期間: 約1ヶ月半
- ❖ 同行家族(配偶者・子供)は正当な権利として「私的・家族生活」滞在許可証を取得でき、また自動的に就労へのアクセスが可能となる。

フランスにおける労働条件： 労働許可証

労働許可証 (AT)

•原則、給与所得者として就労する場合には労働許可証の取得が義務付けられる

•給与所得期間は重要ではない
(5日間、1ヶ月、1年等)

•労働許可証は、3ヶ月未満であれば一枚の書類、あるいは雇用形態(給与所得者、派遣従業員、臨時労働者)を明記した仮滞在許可証の形式で交付される。

•労働許可証はある種の在留外国人(学生、研究者)には必要ない。

欧州連合
+
欧州経済領域
+
スイス

原則：自由な往来
=
滞在許可証不要
労働許可証不要

新加盟国¹

滞在許可証²
労働許可証が必要³

第三国

滞在許可証が必要
労働許可証が必要³

- 2008年7月1日より欧州連合は以下の国々まで拡大した：エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、スロベニア、ブルガリアとルーマニアは依然として過渡期に置かれている。
- これら国々のフランス在留者は、5年を限度として就業期間と同等の有効期限を持つ「EC全職業活動」滞在許可証を取得できる。
- 「緊迫職種」のリストは雇用状況に左右されない(2008年1月18日付法令、2006年4月29日付通達、2006年12月22日付通達)

グループ内異動： 「派遣従業員」滞在許可証

❖ 初の複数年有効(3年)かつ国際移動の可能な滞在許可証

❖ 条件：

- グループ内または企業内での在籍出向および転籍出向
 - 最低賃金＝法定最低賃金の150%(2010年1月1日現在で約2015€)
- 親会社にて、事前に雇用契約＝最低3ヶ月以上

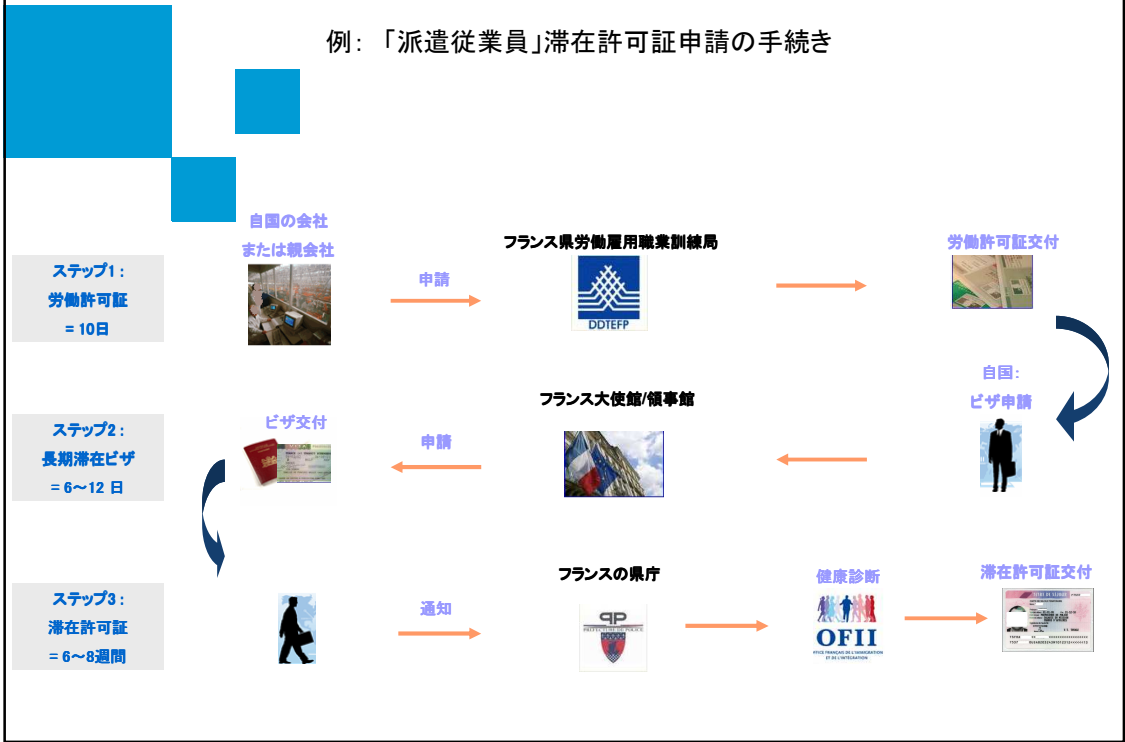
❖ 手続期間：約1ヶ月

❖ 審査：フランス県労働雇用職業訓練局(DDTEFP)* およびフランス移民局(OFIG, 旧 ANAEM)

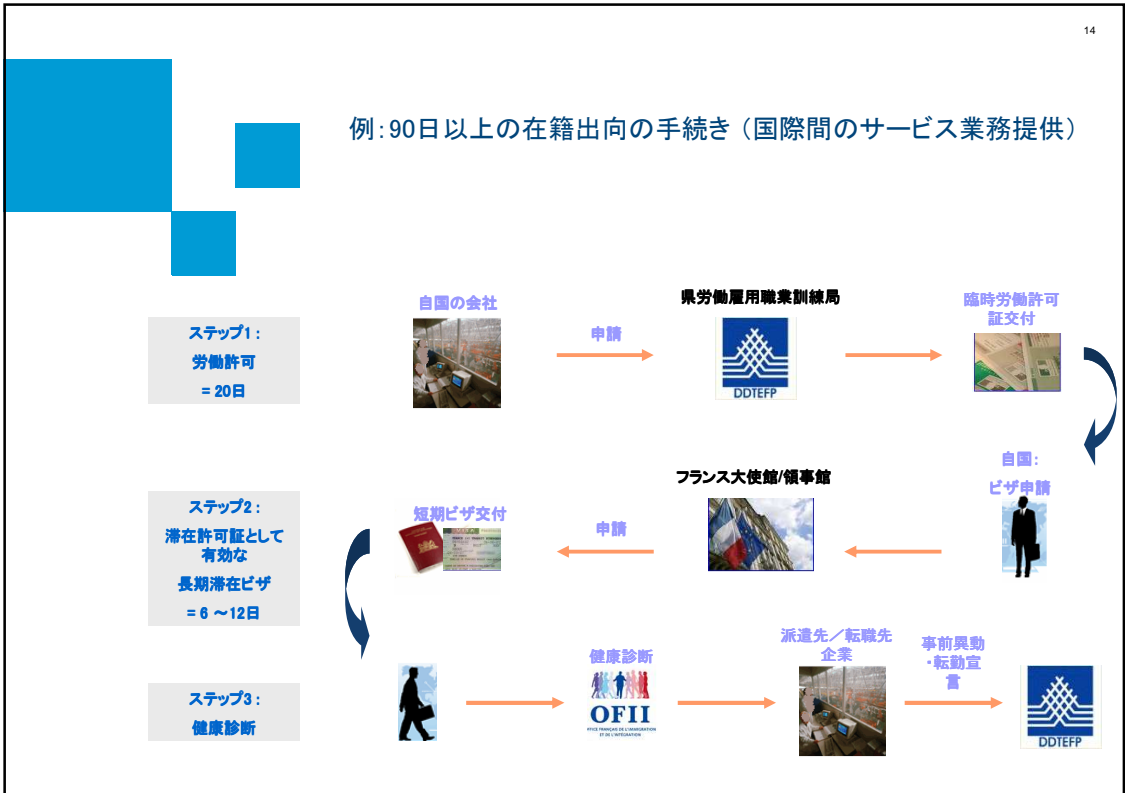
❖ 同行家族(配偶者・子供)は正当な権利として「私的・生活」滞在許可証を取得でき、また自動的に就労へのアクセスが可能となる。

* フランス県労働雇用職業訓練局(DDTEFP)は国土ユニットに名称を変更する(競争・消費・労働・雇用事業地方局の改革)

例：「派遣従業員」滞在許可証申請の手続き



例: 90日以上在籍出向の手続き (国際間のサービス業務提供)



数字による例：

➤ 2007年11月以降、フランス在留日本人に交付された「派遣従業員」臨時滞在許可証の数： **480件**

➤ 2007年11月以降、フランス在留日本人に交付された「コンペタンス・エ・タロン(能力・才能)」滞在許可証の数： **243件**



ご清聴ありがとうございました。

連絡先： 対仏投資庁(AFII)

Fatia BOUTEILLER
法律学専門家- 移民専門

E-Mail: fatia.bouteiller@afii.fr